

合 意 書

と東広島市とは、東広島市公園里親制度実施要綱第6条の規定に基づき、次の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持する。

1 里親活動を行う公園の名称

2 里親の活動

- (1) 公園里親制度及び公園愛護思想の普及に関すること。
- (2) 公園の清掃及び環境美化活動に関すること。
- (3) 公園の花壇の企画及び提案並びにその実施に関すること。
- (4) 公園の除草及び低木の刈り込みに関すること。
- (5) 公園施設の点検及び簡易な整備に関すること。
- (6) 公園施設の破損等の通報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公園里親制度の実施に関し必要と認められること。

3 市の援助

- (1) 里親活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) 補償保険等の手続
- (3) 収集ごみ等の処理
- (4) その他活動に必要な事項

4 その他の事項

- (1) 里親は、毎年度末までに公園里親活動報告書（別記様式第5号）を市長に提出する。
- (2) 里親は、「東広島市公園里親制度実施要綱」を遵守し、里親としての活動を5年以上続けるものとする。

平成 年 月 日

里親の名称  
代表者住所  
代表者氏名

印

東広島市

代表者 東広島市長

印